

第3 広域連合の状況

1 広域連合

広域連合は、様々な広域的ニーズに効率的に対応するため1995年6月から施行されている制度である。都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進するものである。広域連合には、一部事務組合と比較して、次のような特色がある。

- ・都道府県と市町村の事務を複合的に処理することができる。
- ・広域計画を作成し、構成団体の事務の実施について勧告することができる。
- ・構成団体に対し、広域連合規約の変更を要請することができる。
- ・国又は都道府県から権限の移譲を受けることができ、また権限の移譲を要請することができる。
- ・広域連合の長と議員は、直接又は間接の選挙により選出される。
- ・広域連合への直接請求を行うことができる。

本県では、知多北部広域連合（介護保険に関する事務）、衣浦東部広域連合（消防に関する事務）、愛知県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療制度に関する事務）及び東三河広域連合（社会福祉法人の定款の認可等、障害支援区分認定審査会の設置・運営、消費生活相談、税の滞納整理事務、航空写真撮影・地形図データ作成、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、介護保険に関する事務、老人福祉法に関する事務、旅券発給に関する事務など）の4団体がある。

2 広域連合の状況

(2025年10月1日現在)

広域連合の名称 地方公共団体のコード	組合を組織 する団体 (議員数)	設立許可 年月日	事務所の位置	処理する事務	議 員		執行機関	長		監 査 委 員		職 員 数 (2025.4.1現在) (※注1)	経費の分賦方法
					定数	任 期		任期	選任方法	定数	任 期		
239178 知多北部広域連合	東海市 (4人) 大府市 (4人) 知多市 (4人) 東浦町 (4人)	平 11.3.29	東海市荒尾町西廻間 2-1 〒476-0003 Tel(052)689-1651	・介護保険に関する事務	16人	関係市町 の議員の 任期	広域連合長 1人 副広域連合長 3人 選任副広域連合長 1人 会計管理者 1人	関係市 町長の 任期	関係市町長の中 から関係市 町長が選挙	2人	議員の任期 議見 4年	24人	均等割 20% 人口割 40歳以上65歳未満 30% 65歳以上 50%
239283 衣浦東部広域連合	碧南市 (3人) 刈谷市 (4人) 安城市 (5人) 知立市 (3人) 高浜市 (2人)	平 14.5.13	刈谷市小垣江町西高 根204-1 〒448-8677 Tel(0566)63-0119	・消防に関する事務 ・愛知県事務処理特例条 例の規定により、広域連 合が処理することとさ れた事務(火薬類取締法 に基づく煙火の消費に 係る事務、液化石油ガス の保安の確保及び取引 の適正化に関する法律 に基づく事務)	17人	関係市の 議員の任 期	広域連合長 1人 副広域連合長 4人 広域連合副長 1人 会計管理者 1人	関係市 長の任 期	関係市長の中 から関係市長 が選挙	2人	議員の任期 議見 4年	445人	1. 共通経費 均等割 10% 人口割 30% 署所職員数割 50% 面積割 10% 2. 単独経費 当該経費に関する市が その経費の全額を負担する。
239305 愛知県後期高齢者医療 広域連合	県内の全市町村 (34人)	平 19.3.20	名古屋市東区泉1-6-5 〒461-0001 Tel(052)955-1227	・後期高齢者医療制度の 事務のうち、次に掲げる 事務 *被保険者の資格の管 理に関する事務 *医療給付に関する事 務 *保険料の賦課に関す る事務 *保健事業に関する事 務 *その他後期高齢者医 療制度の施行に関す る事務	34人	関係市町 村の議員 の任期	広域連合長 1人 副広域連合長 1人 会計管理者 1人	関係市 町村長 の任期	関係市町村長 の中から関係 市町村長が選 挙	2人	議員の任期 議見 4年	—	1. 共通経費 均等割 10% 高齢者人口割 45% 人口割 45% 2. 医療給付に要する経費 高齢者の医療の確保に関 する法律第98条に定める市町村 の一般会計において負担すべ き額 3. 保険料その他の納付金 高齢者の医療の確保に関 する法律第105条に定める市町 村が納付すべき額 市町村が徴収した保険料等 の実額及び低所得者等の保険 料軽減額相当額

広域連合の名称 地方公共団体のコード	組合を組織 する団体 (議員数)	設立許可 年月日	事務所の位置	処理する事務	議 員		執行機関	長		監 査 委 員		職 員 数 (2025.4.1現在) (※注1)	経費の分賦方法
					定数	任 期		任期	選任方法	定数	任 期		
239330 東三河広域連合	豊橋市 (7人) 豊川市 (4人) 蒲郡市 (3人) 新城市 (3人) 田原市 (3人) 設楽町 (2人) 東栄町 (2人) 豊根村 (2人)	平 27.1.30	豊橋市八町通2-16 〒440-0806 Tel (0532)35-6000	・介護保険に関する事務 ・老人福祉法に関する事務 ・滞納整理等に関する事務 ・社会福祉法人の認可等に関する事務 ・障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 ・消費生活相談等に関する事務 ・航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務 ・旅券法に関する事務 ・広域にわたる新たな連携事業の調査研究に関する事務 ・事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務 ・まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画策定に関する事務、並びに当該計画に基づく東三河住民の交流拡大、東三河の魅力発信、東三河での就業の理解促進及び若者に対するチャレンジの機会提供に関する事務 ・山村都市交流拠点施設の整備に関する事務 ・関係市町村が一体となって取り組む事業に関する事務(公共施設の相互利用、職員研修、情報発信)	26人	関係市町村の議員の任期	広域連合長 1人 副広域連合長 7人 会計管理者 1人	関係市町村長の任期	関係市町村長の中から関係市町村長が選挙	2人	議員の任期 議見 4年	-	1. 共通経費：人口割 2. 介護保険に関する事務 ※注2 3. 老人福祉法に関する事務 65歳以上人口割 50% 40歳以上65歳未満人口割 50% 4. 滞納整理等に関する事務 人口割 5. 社会福祉法人の認可等に関する事務 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人数割 6. 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 障害支援区分認定審査件数割 7. 消費生活相談等に関する事務 人口割 8. 航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務 基準面積割 9. 旅券法に関する事務 旅券事業費割 10. 広域にわたる新たな連携事業の調査研究に関する事務 人口割 11. 事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務 人口割 12. まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画策定に関する事務、並びに当該計画に基づく東三河住民の交流拡大、東三河の魅力発信、東三河での就業の理解促進及び若者に対するチャレンジの機会提供に関する事務 人口割 13. 山村都市交流拠点施設の整備に関する事務 ※注3 14. 関係市町村が一体となって取り組む事業に関する事務 人口割

注1. 職員数欄の数は「地方公共団体定員管理調査」(2025年4月1日現在)による。

注2. 介護保険に関する事務の経費の分賦方法

介護保険に関する事務のうち、要介護・要支援認定調査に関する事務は認定調査費割、保険給付に関する事務は介護給付費割、保険料の賦課及び徴収に関する事務(低所得者に対する保険料軽減に係る経費)は低所得者保険料軽減費割、地域支援事業に関する事務は地域支援事業費割、その他の事務は65歳以上人口割50%・40歳以上65歳未満人口割50%とする。

注3. 山村都市交流拠点施設の整備に関する事務の経費の支弁方法【豊橋市:1,000分の412、豊川市:1,000分の201、蒲郡市:1,000分の80、新城市:1,000分の61、田原市:1,000分の246】